単価契約仕様書

保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

(担当:上野、長井 電話:222-3423)

	(担当:上野、長井 電話:222-3423)
件名	(単価契約) 高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種に係る予診票の電子化
	及びパンチ入力 (医療衛生企画課)
形状・寸法	契約条件のとおり
予定数量	180,472件(数量は接種者数により変動するため、月ごとの処理件数は見込めない)
	※ 予定数量は、過去の類似業務に係る実績又は予測によるものであり、発注
	者の都合により増減する。大幅な増減があっても、発注者は何ら補償しない。
契約期間	契約締結日の翌日~令和7年3月31日
契約条件	1 業務の概要等
	(1) 業務の概要
	発注者が提供する高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種に係る予診
	票(以下、「予診票」という。)をスキャンし電子化するとともに、当該P
	D F データの検索ツールをパンチ入力により生成する。
	(2) 成果物の仕様
	アー予診票の電子化
	・ 原則、予診票1枚につき1PDFデータ
	・ 原寸大カラー
	・ 原則、解像度は 300dpi 以上
	・ 予診票に記載の内容が判別可能であること。
	イ 検索ツール
	・ 検索項目は、姓カナ・名カナ・生年月日(YYYY/MM/DD)とし、当
	該情報をパンチ入力により生成すること。
	・ 姓カナ・名カナ・生年月日から該当のPDFデータを検索・表示で
	きること。
	検索ツールは、オフライン環境において使用可能であること。
	検索ツールは、発注者においても編集できるようにすること。
	ウ 成果物納入の媒体
	成果物はDVD-Rに保存し納入すること。
	2 データの品質保持
	パンチ入力については、データ品質保持のため、異なる作業者によってエ
	ントリー・ベリファイすることとし、さらに受注者は本委託業務の実施にあ
	たって、必ずベリファイを行わなければならない。
	ここでいうベリファイとは、データを再エントリーすることをいい、目視したよるない。
	による確認は含まない。
	なお、エントリーとベリファイで結果が異なる場合、ベリファイ担当者は、

予診票を基に再度エントリーする。

その結果がエントリー担当者のものと一致すればその内容でエントリーし (例1)、異なればベリファイ担当者が当初ベリファイを含めて、同一内容の エントリーを3回連続で繰り返し行う(例2、例3)。(下図参照)

		エントリー担当者	ベリファイ担当者				
			1回目	2回目	3回目	4回目	
入	例 1	A (正)	B (誤)	A (正)			
力内容	例 2	A (誤)	B (正)	B (正)	B (正)		
	例3	A (誤1)	B (誤2)	C (正)	C (正)	C (正)	

※ エントリーとベリファイはそれぞれ別の者が行う。

3 実施体制

(1) 業務管理者の配置

委託業務全般を統括する業務管理者を1名以上配置すること。

業務管理者は、主に、委託業務に係る運営計画の策定及び進捗管理、業務実施体制のマネジメント・指導、個人情報保護、発注者との連絡調整等の責を担う。

(2) 委託業務の実施場所

業務実施場所は受注者において確保すること。

なお、業務実施場所は、個人情報保護の観点から、施錠可能であることのほか、業務実施場所への出入口に入退室管理システムが設置されていること、業務実施場所の全景を撮影し録画する防犯カメラが設置されていることを要件とする。

(3) 委託業務に使用する機器等

委託業務で使用するパソコン等の情報機器(以下、「作業用機器」という。) は、外部ネットワークに接続しないこと。

また、作業用機器について、セキュリティ対策を最新の状態に保つこと。 なお、作業用機器以外の機器に、本委託業務に関するデータ等を取り込 んではならない。

その他、USBメモリーをはじめとする外部記憶媒体は、発注者の許可なく使用しないこと。

(4) 問い合わせ対応

発注者からの問い合わせに速やかに対応できるよう、連絡先や体制を確保すること。

なお、対応時間は、平日(土・日・祝日・年末年始を除く。)午前8時4 5分から午後5時30分までとする。

4 貸与品等

(1) 貸与品

予診票

- ※ 様式は別紙1のとおりで、パンチ項目は赤枠で示す部分とする。
- ※ パンチする内容が判読できない場合は、対応方法を発注者と協議すること。
- (2) 貸与品の受渡し方法
 - 貸与

原則、契約期間中の毎月10日に、発注者の執務室にて行う。

· 返還·納入

原則、予診票を貸与した月の翌月末までに、発注者の執務室にて予診 票の返還及び成果物の納入を行うこと。

(3) 受渡し方法

予診票を段ボール箱に入れ封緘のうえ、貸与する。

予診票の貸与又は返還の際には、別途用意する予診票受渡簿に運搬担当 者の押印を求める。

(4) その他

- 貸与品等の運搬に係る交通費は、受注者負担とする。
- ・ 貸与品の運搬中は、発注者の執務室と業務実施場所以外への立ち寄り を禁止する。
- ・ 貸与品の取扱いにあたっては、滅失・き損等がないように細心の注意 をはらうこと。
- 貸与品の保管は、施錠可能なキャビネット等で行うこと。
- ・ 受注者の責めに帰すところにより、貸与品の全部又は一部を滅失し、 又はき損したときは、発注者の指定するところにより、代品を納め、現 状に復し、損害(第三者に及ぼした損害を含む。)を賠償しなければなら ない。
- ・ 前記貸与品のほか、委託業務を履行するにあたり必要となる物品については、全て受注者において準備すること。

5 再委託の禁止

本委託業務は個人情報を取り扱う業務であるため、委託業務の履行について再委託を認めない。

6 書類等の取扱い

委託業務の履行にあたって生じた書類やデータ(以下、「ドキュメント」という。)は、滅失・き損等がないように細心の注意をはらって保管すること。 発注者に成果物を納入した後は、以下の態様に沿って、保有するドキュメント全てを速やかに処分すること。

(1) 紙媒体

溶解処分を行うこと。

処分完了後2週間以内に、処分証明書を発行し、発注者に提出すること。

(2) 電子データ

復元不可能な方法により全ての作業用機器上から完全に抹消すること。 抹消完了後2週間以内に、データ消去証明書を発行し、発注者に提出すること。

7 業務の完了報告

委託業務完了後2週間以内に、委託業務完了報告書を作成し、発注者に提出すること。

8 支払方法

前記7の手続きが完了した後、受注者の請求に基づき支払うものとする。

9 契約の解除等

(1) 契約の解除

業務開始後、受注者が本仕様書内で求めている水準を維持できないと判断した場合は、発注者は相当の期間を定めて受注者に対し是正を求める。

是正を求めたにも関わらず、正当な理由なく受注者がこれに従わない場合又は発注者の定めた履行期限までに受注者による是正が困難なため契約の目的を達成することができないと認められる場合は、発注者は受注者に対し、契約解除及び損害(第三者に及ぼした損害を含む。)の賠償を求める。また、次のいずれかに該当する場合、契約書8条第1項第1号又は第2号に該当するとして契約を解除することができる。

- ア 別紙3の第10条第1項に定めるドキュメント、プログラム及びデータについて、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん及び盗難による被害が生じた場合
- イ 別紙3の第15条第2項による検査の為に納入されたデータ又は成果物として納入されたデータについて、1度の納入につき、日本語データ(2バイト文字)については10,000文字当たり5文字以上の割合、ANKデータ(1バイト文字)については50,000フィールド当たり1フィールド以上の割合で誤りがある場合

(2) 契約金額の減額

受注者が本仕様書内で定めている業務の一部を実施できなかった場合には、発注者は当該業務の割合に応じて契約額を減額する。

(3) 損害賠償

故意、過失を問わず、受注者が本業務を遂行するに当たり、受注者の責めに帰する事由により、市民の権利や法律上保護される利益を違法に侵害した場合は、受注者がその損害を賠償する責任を負うものとする。

10 入札参加資格

個人情報を含む本件目的物に対し、適切な保護措置を講ずる体制が整備されている必要があるため、受注者は一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークの付与認定又はISO・IEC27001の認定を受けていること。

また、品質マネジメント規格ISO9001の認定を受けていること。

11 その他

(1) 委託業務の履行にあたっては、本仕様書のほか、別紙2及び3の共通仕様書に記載の事項についても遵守すること。

なお、本仕様書の記載が共通仕様書の記載と異なるときは、本仕様書の 記載事項が優先される。

(2) 発注者が必要と認める場合は、データ・本仕様書等その他の委託業務の履行に必要な書類及びプログラムの管理状況並びに委託業務の履行状況について、いつでも受注者に対して報告を求め、業務実施場所等に立ち入って検査し、又は必要な指示等を行えるものとする。

受注者はこれに従うこと。

(3) 本仕様書に記載のない事項又は疑義若しくは変更の必要が生じた場合は、発注者と受注者双方の協議によりその取扱いを決するものとする。

12 連絡先

保健福祉局 医療衛生推進室 医療衛生企画課 予防接種担当

担当:上野、長井

住所:京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

(発注者の執務室) 京都市役所分庁舎4階

電話:075-222-3423

(参考) 予診票の様式とパンチ項目

		高齢者新		ウイルス感 BAまたはチェック ロ ?		接種予診	票		
接種日	### 1								
料	※無料の方は「生活保護受給証明書」又は「支援給付受給証明書」が必要です。 金 □ 3,000 円 □ 2,000 円 (75 歳以上) □ 無料(生活保護受給、中国残留邦人等支援給付受給)								
住	所 京都市 ()区								
フリ 氏	ガナ 名			男 · 女	診察前の体温		度	分	,
生年	月日暦)	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□] [] (満	歳)	電話番号	()		
今日0.)体調(まいかがですか。以下の質問	引について、	あてはまるとこ	ろを記入して	、〇で囲ん	んでくだ	さい。	
			質問事項				回名	李 欄	医師記入欄
100		新型コロナウイルス感染症のましたか。	う予防接種につ	ついて京都市か	ら配られている	お知らせ	いいえ	はい	
	2001 530000 01	・よしたが。 ・予防接種の効果や副反応など	だについて理解	解しましたか。			いいえ	はい	
3		何か病気にかかっていますか	1 0				はい	いいえ	
	病名 治療 ((「投薬など)を受けていますか	,)		はい	いいえ	
3	その病	気の主治医には、今日の予防	接種を受けて	てよいと言われる	ましたか。		いいえ	はい	
		体に具合の悪いところがあり				`	はい	いいえ	
	22 80 3012)悪い症状を書いてください 品で皮膚にじんましんが出た	- 100 to	今が悪くなった。	ことがあります	<u>)</u> か。	はい	いいえ	
6	新型コ	ロナウイルス感染症の予防技	を種を受けたこ	ことがあります			はい	いいえ	
	H.C	の際に具合が悪くなったこと 型コロナウイルス感染症以外		(5)	ノねったこしけ	ホルキナ	はいい	いいえ いいえ	
	② 利 か		CO2 J71971女1里0	7所に共日かぶ	くなったことは	いりょり	la A.	V .V .Z	
		け(けいれん)を起こしたこ		 すか。			はい	いいえ	
8		以内に予防接種を受けました 接種の種類 (こか。)		はい	いいえ	
9	1 5 5	「、腎臓病、肝臓病、血液疾患	などの慢性腫	実患にかかった	ことがあります	か。	はい	いいえ	
		(() 「一大) ファー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· A □ ゕヱハナ±	公話 も、巫ュトマト)) , l. = to to ± 1	+- 4	いいえ	はい	
		気で診てもらっている医師に か月以内に熱が出たり、病気		- 10 March	ひと言われまし	15130		10000	
1976-0245-1	病名 (はい	いいえ		
		予防接種について質問があり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100	N 1 20 20 20 2	WE ST PERSON N	92 a 8 55 9 5	はい	いいえ	
医原	高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種希望書 (医師の診察の結果、接種が可能と判断された後に記入してください。) 医師の診察・説明を受け、予防接種の効果や副反応などについて理解したうえで、接種を希望します。 また、この予診票が予防接種の安全性の確保を目的としていることを理解し、本予診票が京都市に提出されることに同意します。								
令和 年 月 日 被接種者白署									この続柄を記載)
			1	代筆者署名				_続柄	
	100	の問診及び診察の結果、今日の予 に対して、接種の効果、副反応及					医師署	名又は記名	押印
医	ワクチン名・ロット番号 接種量 実施場所・医師名・接種年月日 ※臨療機際等					コード・接種年月日は枠内に収まるよう記入してください。			
師記	実施場所 シール貼付位置 (所在地・医療機関名)					医疾機関等コード			
入	- /- MIIII市								
欄 ※枠に合わせて <u>まっすぐ</u> に 貼り付けてください									
	(3	me						入例) 4月1日 -	
	(本) 13.99/11134/1734/1734/1735BB (本)						0 2	件	月

個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書

(個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況申出書の提出)

第1条 受注者(複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「受注者」という。)は、委託業務を開始する前に、京都市(以下「発注者」という。)が定める「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出し、発注者による個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況の確認を受けなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(個人情報総括管理者)

第3条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるために、個人情報総括管理者及び個人情報管理責任者を置かなければならない。

(従業者の監督)

第4条 受注者は、従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、従業者に対し、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の適正な管理)

- 第5条 受注者は、委託業務に係る個人情報の漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。
 - (1) 個人情報を取り扱う委託業務を行う区域を設定し、その区域内に限って個人情報を取り扱うこと。
 - (2) 個人情報を取り扱う機器、個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等に関し、金庫、施錠が可能な保管庫、セキュリティワイヤー等での施錠又は入退室管理の可能な保管室等による保管すること。
 - (3) 個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等を外部に運搬するとき、電子データに対し暗号化処理を施した上で記録する等、適切な安全管理措置を講じること。
 - (4) 個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、委託業務の従事者全員に対して実施すること。なお、実施する研修内容については、予め発注者に共有すること。
 - (5) 個人情報を取り扱う作業を行う電子計算機に、セキュリティ対策のソフトウェアを導入し、 そのソフトウェアを常に最新の状態に保つこと。

(再委託の制限)

- 第6条 受注者は、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、 あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、発注者の承諾を得て委託業務を再委託し、又は請け負わせたときは、その者の商号 又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 3 第1項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるととも に、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による 個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(個人情報の目的外利用の禁止)

第7条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を委託業務における利用の目的を超 えて利用してはならない。

(個人情報の第三者提供の禁止)

第8条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、第6条第1項のただし書に基づき、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

(個人情報の不正な複製等の禁止)

第9条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を当該処理の用以外の用に供する目 的で複写又は複製をしてはならない。

(遵守状況の報告)

- 第10条 発注者は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守 状況の報告を受注者に求めること及び当該取扱いについて受注者に適切な措置をとるよう指示 することができる。
- 2 受注者は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(立入調査等)

- 第11条 発注者は、受注者及び再委託先が委託業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時、受注者(委託業務の一部を再委託している場合は、当該再委託先を含む。以下この条において同じ。)の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。
- 2 発注者は、この共通仕様書に係る受注者の個人情報の取扱いが不適当と認めるときは、必要な 指示を行うものとする。
- 3 受注者は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(提供した資料の返還)

第12条 受注者は、委託業務を処理するために委託者から貸与され、又は受注者が収集し、複製 し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、委託業務の遂行上使用しないこととなっ たとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(事故の発生の報告義務)

第13条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害の賠償)

- 第14条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。
 - (1) 委託業務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき事由による個人情報の漏えい等があったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この共通仕様書に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、受注者が負うものとする。

電子計算機による事務処理等(入力等)の 委託契約に係る共通仕様書

(総則)

- **第1条** この電子計算機による事務処理等(入力等)の委託契約に係る共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、電子計算機による事務処理等(入力等)の業務委託において、情報セキュリティの確保など委託業務の適正な履行を確保するために共通して必要となる事項を定めるものである。
- 2 共通仕様書に定める内容と個別仕様書に定める内容との間に相違がある場合は、個別仕様書に 定める内容が優先する。

(履行計画)

第2条 受注者(複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「乙」という。)は、京都市(以下「甲」という。)が委託業務の内容を変更した場合に、履行日程又は履行方法を変更するときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。乙の事情により、履行日程又は履行方法を変更するときも、同様とする。

(秘密の保持)

第3条 乙は、委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報及び秘密を第三者に漏ら してはならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

(目的外使用の禁止)

- **第4条** 乙は、次に掲げるものを委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。
 - (1) 契約目的物
 - (2) 甲が乙に支給する物品(以下「支給品」という。)及び貸与する物品(以下「貸与品」という。)
 - (3) 委託業務の履行に関し作成された入出力帳票、フロッピーディスク、磁気テープ、磁気ディスク、光磁気ディスク、光ディスク、半導体メモリその他の記録媒体に記録された情報(甲が提供した情報を含む。以下「データ」という。)

(複写、複製及び第三者提供の禁止)

第5条 乙は、契約目的物、支給品、貸与品及びデータについて、複写し、複製し、又は第三者に 提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(作業責任者等の届出)

- **第6条** 乙は、委託業務に係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面によりあらかじめ甲に報告 しなければならない。これを変更するときも、同様とする。
- 2 作業責任者は、共通仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければな

らない。

- 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、共通仕様書に定める事項を遵守しなければならない。
- 4 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者から共通仕様書に定める事項を遵守する旨の誓 約書を徴し、甲から求めがあった場合は、これを甲に提出しなければならない。

(教育の実施)

- **第7条** 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対して、情報セキュリティに対する意識 の向上、共通仕様書において遵守すべき事項その他委託業務の適切な履行に必要な事項について、 教育及び研修を実施しなければならない。
- 2 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を取り扱う全ての作業責任者及び全ての作業 業従事者に対し、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例の罰則規定を周知するとともに、個人情報保護のための教育及び研修を実施しなければならない。
- 3 乙は、前2項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、及び実施体制を整備しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- **第8条** 乙は、委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、 正社員以外の労働者に契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- **2** 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものと する。

(再委託の禁止)

- **第9条** 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者へ委託(以下「再委託」という。)してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、再委託する場合は、再委託の内容、再委託の相手方、再委託の理由等を付して書面によりあらかじめ甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるととも に、甲に対して、再委託の相手方の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- **4** 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方との契約において、再委託の相手方を監督するため の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、再委託する場合は、再委託先における履行状況を管理するとともに、甲の求めに応じて、 その状況を甲に報告しなければならない。

(データ等の適正な管理)

- **第10条** 乙は、個別仕様書その他の委託業務の履行に必要な書類(以下「ドキュメント」という。)、 プログラム及びデータの授受、処理、保管その他の管理に当たっては、内部における責任体制を 整備し、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等を防止するなどその適正な運営に努めなけ ればならない。
- 2 乙は、委託業務の履行に当たって使用する電子計算機室、入力機器室、データ保管室その他の 作業場所(以下「電子計算機室等」という。)を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなけれ

ばならない。これを変更するときも、同様とする。

- 3 乙は、前項で定める乙の電子計算機室等について、外部からの侵入が容易でない場所に配置するとともに、地震、水害、落雷、火災、漏水等の災害及び盗難等の人的災害に備えて、必要な保安措置を講じなければならない。
- **4** 乙は、第2項で定める乙の電子計算機室等について、次に掲げる入退室管理を行わなければならない。
 - (1) 電子計算機室等に入室できる者を、乙が許可した者のみとすること。
 - (2) 入室を許可されていない者が電子計算機室等に入室することを防止するための必要な措置を講じること。
 - (3) 入室を許可された者が電子計算機室等に入室し、又は退室するときは、日時、氏名等を入退室管理簿に記録すること。
- 5 乙は、甲から委託業務において利用するデータ等の引渡しを受けたときは、甲に受領書を提出 しなければならない。
- 6 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理 責任者を置かなければならない。
- 7 乙は、委託業務の履行のために入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用するに当たっては、 次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 乙が許可した者以外の者が入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用すること及びこれに記録されているデータを閲覧することがないよう必要な措置を講じること。
 - (2) 入力機器、電子計算機及び記録媒体に、情報漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
 - (3) 個人の所有する入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用しないこと。
- **8** 乙は、乙の電子計算機室等からドキュメント、プログラム及びデータを持ち出してはならない。 ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 9 乙は、乙の電子計算機室等からプログラム、データ等を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施さなければならない。
- 10 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの輸送、搬入出を自ら行わなければならない。ただし、甲の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- 11 甲は、ドキュメント、プログラム及びデータの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改 ざん、盗難等による被害が生じた場合は、契約書第8条第1項第1号に該当するとして契約を解 除することができる。
- 12 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改 ざん、盗難等があったときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害(第 三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。)を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復すると ともに損害を賠償しなければならない。

(データ等の廃棄)

第11条 乙は、委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、甲の指示に従い、ドキュメント、プログラム及びデータを廃棄し、消去し、又は甲に返還し、若しくは引き渡さなければならない。

- 2 乙は、前項の規定により、ドキュメント、プログラム及びデータの廃棄又は消去を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 復元又は判読が不可能な方法により廃棄又は消去を行うこと。
 - (2) 廃棄又は消去の際に、甲から立会いを求められたときはこれに応じること。
 - (3) 廃棄又は消去を行った後速やかに、廃棄又は消去を行った日時、担当者名及び処理内容を記録した証明書等により甲に報告すること。なお、甲から当該証明書等の提出期限の指定及び処理の証拠写真の提出を求められた場合には、これらに応じること。

(監督)

- **第12条** 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの管理状況並びに委託業務の履行状況について、甲の指示に従い、定期的に甲に報告しなければならない。
- 2 甲は、必要があると認める場合は、契約内容の遵守状況及び委託業務の履行状況について、いっでも乙に対して報告を求め、乙の電子計算機室等に立ち入って検査し、又は必要な指示等を行うことができるものとする。

(事故の発生の通知)

- **第13条** 乙は、当該契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、 紛失、改ざん、盗難等の事故が生じたときは、直ちに甲に通知し、その指示に従い、遅滞なく書 面で報告しなければならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。
- 2 乙は、契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じた場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、 復旧、再発防止の措置等を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- **3** 甲は、契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(支給品及び貸与品)

- 第14条 支給品及び貸与品の品名、数量、引渡時期及び引渡場所は、個別仕様書に定めるところによる。
- **2** 乙は、前項に定めるところにより、支給品又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく甲に 受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 乙は、支給品及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 4 乙は、委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき又は契約が解除されたとき は、個別仕様書に定めるところにより、不用となった支給品及び貸与品を、使用明細書を添えて 甲に返還しなければならない。
- 5 乙は、故意又は過失により、支給品又は貸与品の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、 甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害を賠償し、又は代品を納め、若しく は原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。

(検査の立会い及び引渡し)

- **第15条** 甲は、契約書第4条第1項の検査に当たり、必要があると認めるときは、乙を検査に立ち会わせることができる。この場合において、乙が検査に立ち会わなかったときは、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 2 甲は、契約書第4条第1項の検査に当たり、必要があると認めるときは、契約目的物を電子計算機による試行、試験等により検査することができる。この場合において、当該検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 甲は、個別仕様書において検孔が指示されている業務において、検査の結果、契約書第4条第 1項の検査に係る試行、試験等のための納入データに0.5%以上の誤りがあるときは、契約書 第8条第1項第1号に該当するとして契約を解除することができる。
- 4 乙は、契約書第4条第1項の規定による検査に合格したときは、直ちに、納品書を添えて、契約目的物を甲の指定する場所に納入するものとし、納入が完了したときをもって契約目的物の引渡しが完了したものとする。

(契約の解除)

- 第16条 甲は、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反していると認めたときは、契約書第 8条第1項第1号に該当するとして契約を解除することができる。
- 2 甲は、個別仕様書により検孔が指示されている業務において、納入データに0.5%以上の誤りがあるときは、契約書第8条第1項第1号又は第2号に該当するとして契約を解除することができる。
- 3 甲は、個別仕様書により検孔が指示されている業務のうち、契約目的物の引渡しを複数回行うよう指示されている業務において、いずれかの回の納入データに0.5%以上の誤りがあるときは、契約書第8条第1項第1号又は第2号に該当するとして契約を解除することができる。
- 4 甲は、前3項の規定により契約を解除したときは、乙に損害賠償の請求を行うことがある。
- 5 乙は、第1項から第3項までの規定により契約の解除があったときは、甲にその損失の補償を 求めることはできない。

(損害賠償)

第17条 乙の故意又は過失を問わず、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に損害を与えた場合は、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

(契約不適合責任)

- 第18条 甲は、引渡しを受けた契約目的物が種類、品質又は数量に関して契約の目的に適合しないものであるとき(その引渡しを要しない場合にあっては、委託業務が終了した時に当該業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき)は、乙に対してその不適合(以下本条において「契約不適合」という。)の修正等の履行の追完(以下本条において「追完」という。)を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。ただし、甲に不相当な負担を課するものではないときは、乙は甲が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。
- 2 甲は、契約不適合により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。
- 3 甲は、契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又

は追完の見込みがない場合で、契約不適合により契約の目的を達することができないときは、契約書第8条第1項第1号又は第2号に該当するとして契約の全部又は一部を解除することができる。

- 4 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、第15条第4項の規定による引渡しを受けた日から2年以内に甲から契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、第15条第4項の規定による引渡しを受けた時点において乙が契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。
- 5 第1項から第3項までの規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不適当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

(作業実施場所における機器)

第19条 委託業務の履行に必要となる機器、ソフトウェア及びネットワークについては、乙が準備するものとする。ただし、甲がこれを貸与する場合は、この限りでない。